

二十 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第2節 外貨建資産等の換算等</u></p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p>(前渡金、未収収益等)</p> <p><u>13の2-2-1</u> 外貨建取引に関して支払った前渡金又は収受した前受金で資産の売買代金に充てられるものは、<u>外貨建債権債務</u>に含まれない。ただし、<u>外貨建取引</u>に係る未収収益又は未払費用は、<u>外貨建債権債務</u>に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(工事進行基準を適用した場合の未収金)</p> <p><u>13の2-2-2</u> 法人が外貨建工事（<u>2-4-20</u>《外貨建工事に係る契約の時のための為替相場》に定める外貨建工事をいう。以下<u>13の2-2-2</u>において同じ。）……………</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(外貨建社債)</u></p> <p><u>13の2-1-2</u> 法人が発行する外貨建社債（<u>転換期間満了前の転換社債を除く。</u>）については、<u>令第139条の2第2号《用語の意義》</u>に規定する外貨建債務（以下「外貨建債務」という。）に含まれるが、法人が所有する外貨建社債については、<u>同条第1号</u>に規定する外貨建債権（以下「外貨建債権」という。）には含まれないものとする。</p> <p>(前渡金、未収収益等)</p> <p><u>13の2-1-3</u> 外貨建ての取引に関して支払った前渡金又は収受した前受金で資産の売買代金に充てられるものは、<u>外貨建債権又は外貨建債務</u>には含まれないものとする。ただし、<u>外貨建ての取引</u>に係る未収収益又は未払費用は、<u>外貨建債権又は外貨建債務</u>に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(工事進行基準を適用した場合の未収金)</p> <p><u>13の2-1-3の2</u> 法人が外貨建工事（<u>2-3-19</u>《外貨建工事に係る契約の時のための為替相場》に定める外貨建工事をいう。以下<u>13の2-1-3の2</u>において同じ。）……………</p> <p><u>(期限経過の外貨建債権)</u></p> <p><u>13の2-1-4</u> 外貨建債権で既にその支払期限を経過したものは、<u>令第139条の2第3号《短期外貨建債権の定義》</u>に規定する短期外貨建債権（以下</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(先物外国為替契約等の範囲一選択権付為替予約)</p> <p><u>13の2-2-3</u> 法人が、選択権付為替予約をしている場合において、当該選択権付為替予約に係る選択権の行使をしたときは、その選択権の行使をした日が<u>法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》</u>に規定する先物外国為替契約等の締結の日となることに留意する。この場合、オプション料に相当する金額は、<u>法第61条の10第1項《為替予約差額の配分》</u>に規定する為替予約差額の直先差額に含めて各事業年度の益金の額又は損金の額として配分する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>「短期外貨建債権」という。）に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p>(先物外国為替契約の範囲一通貨スワップ)</p> <p><u>13の2-1-5</u> 令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》に規定する先物外国為替契約（以下この章において「先物外国為替契約」という。）には、<u>外貨建債権を円貨建債権（本邦通貨で表示され、かつ、本邦通貨で支払が行われるべきこととされている金銭債権をいう。）と交換し、又は外貨建債務を円貨建債務（本邦通貨で表示され、かつ、本邦通貨で支払が行われるべきこととされている金銭債務をいう。）と交換する、いわゆる通貨スワップ取引に係る契約が含まれることに留意する。</u></p> <p>(先物外国為替契約の範囲一選択権付為替予約)</p> <p><u>13の2-1-6</u> 法人が、選択権付為替予約をしている場合において、当該選択権付為替予約に係る選択権の行使をしたときは、その選択権の行使をした日が<u>先物外国為替契約を締結した日</u>となることに留意する。</p> <p>(取得時換算法)</p> <p><u>13の2-1-7</u> 令第139条の3第1項第1号イ《取得時換算法》に規定する</p>

取得時換算法（以下この章において「取得時換算法」という。）における外貨建債権債務の取得時又は発生時の円換算額は、次の区分に応じ、それぞれ次による。

- (1) 収益、費用等に係る外貨建債権債務については、13の2-2-1又は13の2-2-2によりその収益、費用等の額として付すべき本邦通貨の額をその円換算額とする。
- (2) 貸付金又は借入金（社債を含む。以下13の2-1-7において同じ。）に係る外貨建債権債務については、次による。

イ 本邦通貨により外国通貨を購入して貸し付ける場合のその貸付金又は借入れに係る外国通貨を売却して本邦通貨を受け入れる場合のその借入金については、現に貸付金として支出し、又は借入金として受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とする。ただし、借入金のうち、その借入れをした日から本邦通貨を受け入れる日までの期間が送金等に通常要する期間を超えるものの円換算額については、次のロによるものとする。

ロ 現に保有している外国通貨若しくは新たに借入れ等により取得した外国通貨により貸し付ける場合のその貸付金又は借入れにより取得した外国通貨をそのまま預金等として保有し若しくは他に貸し付けた場合のその借入金については、その貸付け又は借入れをした日の当該法人の主たる取引金融機関の対顧客直物電信売相場（以下「電信売相場」という。）と対顧客直物電信買相場（以下「電信買相場」という。）の仲値（以下「電信売買相場の仲値」という。）により換算した金額をその円換算額とする。ただし、継続適用を条件として、貸付金についてはその貸付けをした日の電信売相場により、借入金についてはその借入れをした日の電信買相場により換算した金額をもってその円換算額とすることができるものとする。

改 正 後

改 正 前

(発生時換算法—期末時換算による換算差額を資本の部に計上している場合の取扱い)

13の2-2-4 事業年度終了の時(以下13の2-2-4において「期末時」という。)に有する法第61条の9第1項第2号ロ及びハ(外貨建資産等の換算額)に規定する有価証券について、期末時における為替相場により換算した金額をもって当該有価証券の当該期末時における円換算額とし、かつ、当該換算によって生じた換算差額の金額の全額をいわゆる洗替方式により資本の部に計上している場合の当該換算の方法は、発生時換算法として取り扱うのであるから留意する。

(注) 上記の円換算を行っている場合における次に掲げる事項は、それぞれ次によることに留意する。

- (1) 当該有価証券の令第22条第1項第1号又は第2号(総資産の帳簿価額等)に規定する帳簿価額は、当該期末時の換算を行う前の金額となる。
- (2) 資本の部に計上した換算差額に相当する金額は、法第2条第17号及び第18号(定義)に規定する資本積立金額及び利益積立金額に該当しない。
- (3) 「換算差額の金額の全額をいわゆる洗替方式により資本の部に計上している場合」には、税効果会計に基づき、当該換算差額の金額の一部に

(注) 当該日の電信売相場及び電信買相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下13の2-2-11までにおいて同じ。

- 1 当該日にこれらの相場がない場合には、同日前の最も近い日のこれらの相場による。
- 2 当該日にこれらの相場が2以上ある場合には、その最終の相場による。

(新 設)

相当する金額を繰延税金資産又は繰延税金負債として計上している場合が含まれる。

(期末時換算法—事業年度終了の時における為替相場)

13の2-2-5 法人が期末時換算法により円換算を行う場合(法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用を受ける場合を除く。)の為替相場は、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、外国通貨の種類異なるごとに当該外国通貨に係る外貨建資産等のすべてについて、外貨建ての資産については電信買相場により、外貨建ての負債については電信売相場によることができる。

(注)1 当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場は、継続適用を条件として、当該事業年度終了の日を含む1月以内の一定期間におけるそれぞれの平均値によることができる。

2 当該事業年度終了の日の電信買相場又は電信売相場が異常に高騰し、又は下落しているため、これらの相場又はその仲値によることが適当でないと認められる場合も、(注)1の平均値を使用することができる。

(期末時換算法—事業年度終了の時における為替相場)

13の2-1-8 法人が令第139条の3第1項第1号《短期外貨建債権債務》に規定する「短期外貨建債権及び短期外貨建債務」(以下「短期外貨建債権債務」という。)につき同号ロ《期末時換算法》に規定する期末時換算法(以下この章において「期末時換算法」という。)により円換算を行う場合の外国為替の売買相場(以下「為替相場」という。)は、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によるものとする。ただし、継続適用を条件として、外国通貨の種類異なるごとに当該外国通貨に係る外貨建債権債務のすべてについて、外貨建債権については電信買相場により、外貨建債務については電信売相場によることができる。

(注)1 当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場は、継続適用を条件として、当該事業年度終了の日を含む1月以内の一定期間におけるそれぞれの平均値によることができる。

当該事業年度終了の日の電信買相場又は電信売相場が異常に高騰し、又は下落しているため、これらの相場又はその仲値によることが適当でないと認められる場合も、同様とする。

2 各事業年度終了の日における外国通貨及び外貨預金(その満期日が当該各事業年度終了の日の翌日から起算して1年を経過した日以後に到来するもの(以下13の2-1-8において「長期の外貨預金」という。))を除く。)の円換算については、期末時換算法を適用している短期外貨建債権の例に準じ、長期の外貨預金の円換算については、取得時換算法を適用している外貨建債権の例に準ずる。